

## 福岡市民ホール 画像使用取扱要綱

### 1. 趣旨

福岡市民ホールの画像について、福岡市及び（株）福岡カルチャーベース（以下「指定管理者」という。）を除く者による画像使用の届出に対する取扱いを定めるもの。

### 2. 使用の目的と範囲

#### （1）使用目的

- ① 福岡市民ホールまたは須崎公園の PR、利用機運醸成の向上につながるもの。
- ② 福岡市民ホールまたは須崎公園を利用する者が、その事業などの PR や告知に使用するもの。
- ③ その他、利用目的が適当と認められるもの。

#### （2）使用範囲

- ① 届出者が作成する印刷物（ポスター、パンフレットなど）。
- ② 届出者が掲載する自身のホームページ、SNS などのデジタル素材。
- ③ その他媒体等で使用が適当と認められるもの。

### 3. 使用手続き

#### （1）届出時期

届出者は、作成する印刷物等の校正、修正が可能な時期に相談、届出をすること（目安としては校了等の 2 週間前迄）。

なお、画像使用の可否判断が間に合わない場合や使用が認められない場合においても、福岡市及び指定管理者は一切の責任を負わない。

#### （2）手続き

- ① 届出者は「福岡市民ホール 画像使用届出書」と、使用を希望する内容（原稿など）が分かる資料と共に指定管理者宛にメールまたは持参にて提出すること。
- ② 指定管理者は届出書面及び資料（原稿など）を確認し、その使用目的や内容が適切である場合、使用を承諾する。
- ③ 指定管理者は使用者に対し、入稿前に原稿を提出させ必要な修正などがあれば指示をする。
- ④ 届出者は完成した印刷物（現物又は PDF）やホームページ（掲載部分）を指定管理者へ提出、報告すること。